

国地契第4号
国官技第23号
国营管第40号
国营計第11号
国土建第8号
国港総第34号
国港技第7号
国空予管第49号
国空安保第31号
国空交企第54号
国北予第5号
平成26年5月16日

(最終改正：平成27年5月28日)

| | |
|-----------|---------|
| 大臣官房官庁営繕部 | 各課長殿 |
| 各地方整備局 | 総務部長殿 |
| | 企画部長殿 |
| | 建政部長殿 |
| | 港湾空港部長殿 |
| | 営繕部長殿 |
| 北海道開発局 | 事業振興部長殿 |
| | 営繕部長殿 |
| 各地方航空局 | 総務部長殿 |
| | 空港部長殿 |
| | 保安部長殿 |

国土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
土地・建設産業局建設業課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局安全部空港安全・保安対策課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について

建設業者の社会保険等未加入対策については、従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から建設業所管部局において取り組んできたところであるが、今般、発注者として、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築する観点から、建設業所管部局と連携して下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 一次下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等

下請契約を締結する工事において、受注者は、原則として、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接契約締結するものに限る。以下「一次下請契約」という。）の相手方としないこととする。社会保険等未加入建設業者の排除等に関する具体的な手続は以下のとおりとする。

(1) 社会保険等未加入建設業者の確認等

監督職員（契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第18条に定める者をいう。以下同じ。）は、受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者について、社会保険等未加入建設業者に該当するか否かを確認するものとする。確認の詳細については、別記1に掲げる各通知の規定によるものとする。

① 一次下請契約を締結した下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合

監督職員は、当該下請契約の契約書及び施工体制台帳（当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。以下「下請契約書等」という。）の写しを契約担当課（地方支分部局等（大臣官房官庁営繕部、航空局、地方整備局、北海道開発局及び地方航空局をいう。以下同じ。）において入札及び契約を担当する課をいう。以下同じ。）に送付するものとし、併せて受注者に対し、書面にて当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面（以下「理由書面」という。）を速やかに提出するよう通知すること。

なお、この際、理由書面によっても当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情があると発注者が認めない場合には工事請負契約書（別記2に規定する各通知の別冊の工事請負契約書をいう。以下同じ。）第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知するものと

する。

契約担当課は監督職員からの下請契約書等の写しの送付を受け、契約違反のおそれが発生した旨を地方整備局長、副局長又は次長（以下「局長等」という。大臣官房官庁営繕部の所掌に係る工事の場合にあっては大臣官房官庁営繕部長、航空局及び地方航空局（以下「航空局等」という。）の所掌に係る工事の場合にあってはそれぞれ航空局長又は地方航空局長、北海道開発局の所掌に係る工事の場合にあっては北海道開発局長をいう。以下同じ。）及び事務所長（事務所長が分任支出負担行為担当官又は監督職員となっている工事に限る。また、航空局等の所掌に係る工事の場合にあっては、国土交通省所管会計事務取扱規則（平成13年1月6日付け国土交通省訓令第60号）第19条に基づき分任支出負担行為担当官として支出負担行為事務が委任されている者が分任支出負担行為担当官又は監督職員となっている工事に限る。以下同じ。）に報告するものとする。

その後受注者から理由書面が提出された場合には、監督職員は契約担当課へ理由書面を送付するものとする。

契約担当課及び技術担当課（地方支分部局等において工事の品質確保又は監督若しくは検査を担当する課又は室をいう。以下同じ。）は、理由書面に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行うものとする。

局長等又は事務所長は特別の事情に該当するか否かを決定するものとするが、当該決定に当たっては、委員会等による審議結果を活用しても差し支えない。

また、理由書面が提出されなかった場合には、当該特別の事情を有しないものとみなして差し支えない。

② ①以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合

監督職員は、施工体制台帳及び再下請負通知書（当該社会保険等未加入建設業者に係る部分に限る。）の写しを契約担当課に送付するものとする。

契約担当課においては、当該書面を添えて、社会保険等未加入建設業者が下請負人である旨を、局長等及び事務所長に報告するものとする。

(2) (1)①に該当する場合における受注者に対する制裁金の請求の事前通知等

① 特別の事情を有しないと認めた場合

契約担当課は、当該特別の事情を有しないと認めた旨及びその理由並びに以下の額について制裁金を請求することとなる旨を受注者に対し通知する。

また、工期（受発注者間の契約における工期をいう。②において同じ。）内かつ理由書面の提出期限後においても、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合は、監督職員は一定の期間を定めて、受注者に対し、当該社会保険等未加入建設業者が、未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を契約担当課に提出するよう改善の指示を行う。

$$P = C \times 0.1$$

P：制裁金の額

C：受注者と社会保険等未加入建設業者との一次下請契約に係る請負代金額（※）

（※）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第13条の規定に基づき受注者から最終的に提出された下請契約書に記載された請負代金の額を用いること。

② 特別の事情を有すると認めた場合

契約担当課は、受注者に対し当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに一定の期間を指定しその期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行し、確認書類を契約担当課に提出するよう請求すること。

この期間については、原則として発注者として本来下請業者が負担すべき社会保険料等を含めた請負代金を受注者に対して支払う契約を締結していることを勘案し、未加入である社会保険等の加入手続に最低限必要な期間を確保する観点から設定することとし、いたずらに長期にわたるような期間としないこと。

また、当該期間内に受注者から確認書類が提出されなかった場合には、①に規定する額について制裁金を請求することとなる旨を受注者に対し通知する。

工期内かつ確認書類の提出期限後においても工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、監督職員は再度一定の期間を定めて、当該社会保険等未加入建設業者が、確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行う。

(3) 制裁金の請求に係る会計担当課への通知

契約担当課は、受注者に対し制裁金を請求することとなる旨の通知を行った後、速やかに、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第12条の規定に基づき、工事請負契約書第7条の2の違反に起因して債権が発生した旨の債権発生通知書を会計担当課（地方支分部局等において経費及び収入の予算、決算及び会計を担当する課をいう。）に送付する。なお、その際には債権発生金額や経緯を纏めた書類（任意様式）及び最終的に提出された下請契約書等の写しを添えるものとする。

(4) 建設業担当課への通報

契約担当課は、(1)②の場合にあっては、局長等及び事務所長への報告後、(2)①又は②の場合にあっては受注者に対し制裁金を請求することとなる旨の通知を行った後、速やかに、当該工事を発注した地方支分部局等における建設業者の指導及び監督に関することを担当する課（大臣官房官庁営繕部及び航空局等の所掌に係る工事の場合にあっては、土地・建設産業局建設業課。以下「建設業担当課」という。）に、発注者名、工事件名、当該社会保険等未加入建設業者の商号又は名称、許可番号及び住所を通報するものとする。なお、その際には施工体制台帳及び再下請負通知書（(1)②に掲げる

場合に限る。)の写しを添えるものとする。

(5) 許可権者による指導等

建設業担当課は、契約担当課から通報を受けたときは、当該社会保険等未加入建設業者の許可権者に連絡することとし、連絡を受けた許可権者は、必要に応じて建設業担当課と連携し建設業許可申請時(許可の更新時を含む。)及び経営事項審査時等と同様に社会保険等の加入に係る指導等の手続を行うものとする。

2. 社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した受注者に対する指名停止等

(1) 契約担当課は、1.(2)①又は②(発注者の指定する期間内に確認書類の提出がなかった場合に限る。)に該当する場合は、当該受注者について、指名停止措置要領(別記3に掲げる各通知をいう。)に基づき、指名停止等を行うものとし、技術担当課に、その内容を通知するものとする。

(2) 技術担当課は、(1)の定めによる通知があった場合は、別記4に掲げる各通知の規定に基づく工事成績評定の減点に必要な対応を行うものとする。

3. その他

(1) 最終的に提出された下請契約書等の写し、理由書面及び確認書類は、契約担当課において、契約関係図書の一部として保存しておくものとする。

(2) 工期終了後に、下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが確認された場合にあっては、1.及び2.の規定に準じて取り扱うこと。

(3) 本通知の実施に際し疑義が生じた場合には、本省担当課と協議されたい。

(別記1)

- 「請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第93号)の「別紙-5①「施工プロセス」のチェックリスト(案)」
- 「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国営技第32号)の「別紙-2「施工プロセス」チェックリスト(営繕工事)」
- 「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国営計第88号、国営技第34号)の「別紙-2「施工プロセス」チェックリスト(営繕工事)」
- 「請負工事成績評定基準の改正について」(平成25年3月29日付け国港技第114号)の「別紙-5①「施工プロセス」のチェックリスト」
- 「航空局工事成績評定要領」(平成10年3月26日付け空予第238号、空建第47号)の「別添1-1航空局工事成績評定実施要領」の「別紙-5「施工プロセス」のチェックリスト(案)」又は「別添1-2航空局建築工事成績評定実施要領」の「別紙-2「施工プロセス」のチェックリスト(公共建築工事)(仮称)」

(別記2)

- 「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)
- 「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」(平成7年9月5日付け建設省営管発第556号)
- 「工事請負標準契約書の制定について」(平成8年1月24日付け港管第111号)
- 「工事標準請負契約書について」(平成8年3月19日付け空経第212号)

(別記3)

- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)
- 「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年4月1日付け建設省営管第124号)
- 「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)
- 「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年6月28日付け空経第386号)
- 「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」(昭和60年4月1日付け北開局工第1号)

(別記4)

- 「請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第93号)の「別紙－2④「**考査項目別運用表**」7. 法令遵守等」
- 「営繕工事に係る請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国営技第32号)の「別紙－1「**考査項目別運用表 (営繕工事)**」8. 法令遵守等」
- 「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国営計第88号、国営技第34号)の「別紙－1「**考査項目別運用表 (営繕工事)**」8. 法令遵守等」
- 「請負工事成績評定基準の改正について」(平成25年3月29日付け国港技第114号)の「別紙－2「**考査項目別運用表**」7. 法令遵守等」
- 「航空局工事成績評定要領」(平成10年3月26日付け空予第238号、空建第47号)の「別添1－1航空局工事成績評定実施要領」中「別紙－2「**考査項目別運用表 (航空局工事)**」7. 法令遵守等」又は「別添1－2航空局建築工事成績評定実施要領」中「別紙－1「**考査項目別運用表 (公共建築工事)**」8. 法令遵守等」